

1月26日は文化財防火デーでした。社殿の一部が国宝に指定される霧島神宮や、社殿が国の重要文化財に指定される鹿兒島神宮などでもこの日、消防訓練が行われました。

文化財防火デーは、昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県)の金堂が炎上し、

# 文化財建造物と 火災・災害

壁面が焼けてしまったことがきっかけで制定されました。

今年の訓練は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化財の所有者である霧島神宮や鹿兒島神宮の職員だけで行われました。火災を起こさないことが一番ですが、もしものときに備え、

迅速に対応できるように訓練することはとても大切です。

## 歴史に見る火災

霧島神宮や鹿兒島神宮には、長い歴史の中で火災によって社殿が焼失してしまった記録があります。

霧島山の麓にある霧島神宮。造営当

初は霧島山の山頂近くにあったとされ、火山の噴火により2度焼失しています。それ以外でも、現在の社殿が建てられた正徳5(1715)年までに火災で2度焼失しています。

鹿兒島神宮は大永7(1527)年、国分清水城の城主である本田氏が島津氏に謀反を企て、宮内に攻め入り火を付けたことで焼失しました。記録に残っているだけでも、そのほか5度の火災に見舞われており、原因は失火だと考えられています。

神社では神前に明かりをとますことがあります。現在では電気を使用してありますが、それまでは火を使っており、

当然火災が起きる危険性も高かったわけです。

火山の麓にあり噴火の被害を受けた霧島神宮と、都市部にあったことで火に見舞われた鹿兒島神宮。所在する場所で見舞われた背景が異なる点にも、両神宮の違いが表れています。

## 文化財を災害から守るには

鹿兒島神宮のように戦で焼失してしまふということはないように願いますが、霧島市は霧島山や桜島が近く、火山の影響を受けやすいと考えられます。今後、火山の噴火によってどのような被害が出るか、想定しておく必要があるでしょう。

今では明かりに火を使うことは少なくなりましたが、火災が発生しないとは言いきれません。特に、文化財建造物のほとんどは木造です。一度火災が発生するとあつという間に炎に包まれてしまいます。

火災によって失われた文化財は取り戻すことはできません。霧島神宮や鹿兒島神宮がそれぞれ国宝・重要文化財に指定されたこの機会に、防火・防災について改めて検討していく必要があると思います。文化財だけでなく一般家庭でも、火災を起こさないように気を付けましょう。

(文責＝坂元)



①②霧島神宮で行われた消防訓練(令和2年) ③鹿兒島神宮で行われた消防訓練(令和2年)